

作成に当たっての注意事項

- 1 この補助金は単年度事業であるため、原則複数年度にわたる整備事業は認められません。
(ただし、県が補助する広域型特養に併設する事業所を整備する場合など、整備が大規模で単年度で完了しない場合、複数年度にわたる整備事業を認める場合がある。)
- 2 補助内容及び補助単価については、別紙「愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱本文+別表 (令和5年度改正案)※」を参照してください。
なお、県要綱改正時には、補助単価等が減額となる場合があります。
※令和5年1月24日及び令和5年6月23日付けの地域医療介護総合確保基金管理運営要領（以下、基金管理運営要領という。）の一部改正内容を反映したものの。
- 3 今回の所要額調査では、現時点で事業の継続が不明であることから補助事業メニューのうち、「介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業」、「介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援」、「介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業」、「介護職員の宿舍施設整備事業」、「各事業のうち介護療養型医療施設の転換に係る部分」は除いています。今回の調査から除いた事業については、国の動向が定まり次第、追加の調査を行う場合があります。
- 4 大規模施設（特養、老健、介護医療院、ケアハウス、養護、介護付きホーム）に対する施設開設準備経費等支援事業、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業及び災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業 (政令・中核市を除く。)、定期借地権設定のための一時金支援事業は県事業（広域型施設に限る。）、それ以外は市町村補助事業となります。所要額調査の時点で、県で実施する事業についても管内該当施設の要望を確認してください。
- 5 各事業における対象施設のうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、介護付きホームについては、補助基準額は指定を受ける床数としてください。
- 6 災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンにおいて、新規整備する介護施設等を対象とする事業は、例外要件を満たす場合を除き補助対象外となります（要綱

改正案第5条（4）及び（5））。

作成に当たっては、新規整備予定の施設等の所在地について、当該区域の該当有無を災害区域図等で確認し、該当する場合には例外要件を満たすことが見込まれることを確認する等注意してください。

- 7 **災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業は、原則、災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業が対象となります**（要綱改正案第3条（1）エ（エ））。

なお、例外要件を満たすことで現地改築（一部改築を含む。）も可能ではありますが、基金管理運営要領（令和5年6月23付け一部改正）には介護施設等の整備に関する事業に係る計画の事業の選定に当たっては、災害レッドゾーンや災害イエローゾーンに所在する施設の移転改築整備を行うものを優先的に盛り込むこととされておりますので御配慮いただきますようお願いいたします。

なお、県事業の災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業及び災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業を希望した事業者には、市町村職員を含めた事前ヒアリングを行う可能性があります。

- 8 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、「地域密着型サービス等整備助成事業」の補助対象外となります（要綱改正案第5条（1）ウ）。

- 9 当該補助金については、例年多額の不用額が生じていることから、県の予算要求が大変厳しい状況となっております。また、本補助金を活用して整備した施設・設備を整備後にサービスの全部又は一部を休止する等、利用が低調なものが見受けられており、この点に関して会計検査院からも指導を受けています。

作成に当たっては、施設整備の必要性や事業内容、今後の見通し等について充分精査の上、記入してください。

- 10 本補助金を活用して整備した施設・設備を整備後に廃止・事業譲渡等する場合、**財産処分による補助金の返還が発生する可能性があります。この点、活用を希望する事業者には周知の上、回答いただきますようお願いいたします。**